

## 熊本県バドミントン協会倫理規程

### (目的)

第1条 この規程は熊本県バドミントン協会(以下「本会」という。)第33条により、本会員の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (範囲)

第3条 この規程にかかる範囲は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事
- (2) 監事
- (3) 名誉会長、顧問、参与
- (4) 事務局員
- (5) 当該年度本会登録会員

### (基本的責務)

第3条 前条にかかる会員は、本会規約第3条に規定する「目的」を達成するため、本会の関係規程に基づき、公正かつ誠実に履行しなければならない。

### (遵守事項)

第4条 次のことを遵守することとする。

- (1) 暴力、ハラスメント(セクシュアル、パワー)及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。
- (2) 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- (3) 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務や地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- (4) 補助金、助成金等の経理処理に関し、適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- (5) 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任のある行動をとらなければならない。

### (この規程に違反した場合の対処等)

第5条 この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員及び指導者等が、この規定に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は業務執行理事の意見を聴取したうえで、厳正に必要な措置をとるものとする。

- 2 前項の厳正に必要な措置をとるとは、違反行為者の内容及び程度により異なるが、戒告、会員資格の永久追放、社会への内容公開及び捜査機関への通報等をいう。

### (情報受付窓口)

第6条 情報の受付は、本会の理事長及び事務局長が窓口となる。

### (その他)

第7条 この規程の改廃は常任理事会で決定する。

### 附 則

この規定は平成26年4月1日より施行する。